

仕様書

1 履行場所

盛岡市上米内字米内沢 50 番 9 外（盛岡市立米内小学校）

2 履行期間

契約締結の翌日から令和 8 年 8 月 31 日まで

3 履行内容

空調設備を整備するため、必要な作業を行うもの。

※ 詳細は、設計図・修繕内訳書による。

4 仕様

(1) 共通仕様

設計書や特記仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備工事編）（最新版）」並びに「公共建築改修工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備工事編）（最新版）」による。

5 監理

- (1) 修繕箇所がすでに供用されている施設である為、関係者や付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。修繕に当たっては、事前に市担当者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、修繕完了後は、その箇所について完成確認を受けること。
- (2) 軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (3) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (4) 修繕に必要な水、電力等の使用は、施設管理者と協議すること。
- (5) 安全に留意し、発生品については、適法処分すること。
- (6) 工期内に他業者による修繕、清掃等が必要になった際は、工程調整を行うこと。
- (7) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること（要領書等は盛岡市ホームページ参照。）。
- (8) 修繕の着手、修繕及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、市担当者と協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続に係る費用はすべて受注者の負担とする。

6 主な提出書類

- (1) 修繕着手届
- (2) 修繕工程表届
- (3) 修繕現場責任者通知書
- (4) 修繕完了届
- (5) 修繕写真（修繕前・修繕中・修繕後）
- (6) その他必要なもの

7 その他

- (1) 現場代理人は不要、契約代金は一括払いとする。
- (2) 仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定する。